



令和6年度 高松市会計年度任用職員募集要項

【一般事務補助員（瓦町健康ステーション）】

高松市では、令和6年4月1日採用の会計年度任用職員
（一般事務補助員(瓦町健康ステーション)）を、次のとおり募集します。
（この募集内容は、令和6年度予算の成立をもって正式決定します。）

1 募集の内容

人数	2人
職務内容	フィットネスルームの受付及び管理に関する用務
応募資格	市民に対する窓口事務を遂行することのできる能力を有すること
採用日	令和6年4月1日
任用期間等	令和6年4月1日から令和7年3月31日まで ※勤務実績等により次年度以降引き続き任用される場合があります。
勤務時間	金曜日を除く月～日曜日のうち週3日（祝日を含む） 午前10時～午後4時の週15時間（パートタイム勤務） 休憩1時間含む。
休日	年末年始、金曜日及び市が指定する日
給与等	・時給 1,055円（地域手当相当額含む。） ※期末・勤勉手当の支給はありません。 ※別途、本市規程に基づき交通費相当額が支給される場合があります。
社会保険等	加入はありません。
災害補償	市の非常勤の職員の公務災害補償制度が適用されます。
勤務場所	高松市瓦町健康ステーション（高松市常磐町一丁目3番地1 瓦町 FLAG 8階）
休暇等	高松市会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する基準を定める規則の規定に基づき付与します。 ※年次有給休暇、特別休暇 等

- 次の各号のいずれかに該当する人は申し込むことができません。（地方公務員法第16条（欠格条項））
 - 1 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
 - 2 当該地方公共団体において懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者
 - 3 人事委員会又は公平委員会の委員の職にあつて、第60条から第63条までに規定する罪を犯し刑に処せられた者
 - 4 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者
- 外国籍の人も申し込むことができます。ただし、在留資格で就労等が制限されている場合は採用されません。

高松市のホームページからも、募集要項、任用申込書、応募原稿用紙をダウンロードできます。

<アドレス> <http://www.city.takamatsu.kagawa.jp>

くらしの情報→市の取り組み→職員採用→会計年度任用職員等→会計年度任用職員の募集等について

2 申込手続

受付期間		令和6年1月29日(月)～2月9日(金)
提出書類		①任用申込書 及び ②応募原稿用紙 ※ 5 記入要領のとおり記入してください。なお、提出書類はお返しできません。(行政文書として管理し、適正に破棄します。)
提出方法	持参	午前8時30分から午後5時まで(土曜日、日曜日及び祝日は除く。)
	郵送	■必ず「簡易書留」にしてください。※2月9日(金)までの消印のものは有効。 ■申込封筒の表に「会計年度任用職員(一般事務補助員)任用申込」と朱書きし、上記の提出書類を郵送してください。
問い合わせ・申込先		高松市役所(2階) 健康福祉局 長寿福祉課 TEL (087)839-2346 〒760-8571 香川県高松市番町一丁目8番15号

3 選考方法及び日程について

・書類及び面接選考

※ 面接選考は2月16日(金)又は2月22日(木)を予定しています。

詳細は、任用申込書記載の連絡先電話番号に別途連絡します。

※ 成績が一定以下の場合には合格者なしとする場合があります。

4 服務等

- ・地方公務員法の規定に基づき、採用時(継続任用時を含む。)は全て条件付きのものとし、採用後1か月を良好な成績で勤務したときに高松市会計年度任用職員として正式採用となります。
- ・会計年度任用職員は一般職の地方公務員であり、地方公務員法上の服務に関する規定が適用され、かつ懲戒処分等の対象になります。ただし、営利企業への従事(兼業)等の制限については、適用除外となります。
- ・1会計年度内の任用となりますが、勤務実績等により、次年度以降引き続き任用される場合があります。(4会計年度の範囲内)
- ・勤務条件等については、人事院勧告等により変更となる場合があります。

5 任用申込書等記入要領

- ・受験資格がないこと又は申込書記載事項などが正しくないことが明らかになった場合は、採用されないことがあります。
- ・氏名は、戸籍記載のとおり正確に記入してください。
- ・「学歴」の欄は、最終学歴から順にさかのぼり、中学校卒業後の学歴を記入してください。
- ・「職歴」の欄は、新しい期間のものから順にさかのぼり、記入してください。
- ・「パソコン操作」の欄中の「程度」については、下記の表を参考にし、□にチェックを入れてください。

	Word	Excel	その他
初級	文字やデータを入力し、印刷することができる。データファイルを適切に保存することができる。	ファイルに数値を入力したり、修正することができる。	左記以外に使用できるものがあればアプリケーション名を記入し、どの程度操作できるかを簡単に記入してください。
中級	基本的な文書設定や編集機能を使うことができる。	基本的な書式の設定や編集機能、関数を使うことができる。	
上級	複雑な編集機能や図形機能を自由に使うことができる。エクセルとのデータの共有など実用的な文書編集ができる。	複雑な関数やマクロ、ピボットなどを自由に使うことができる。	

- ・最後の欄には、必ず自筆で署名をしてください。
- ・応募原稿用紙は400字以内、手書きで記入してください。